

2024 年最新・マレーシアにおける個人情報保護法アップデートまとめ

世界的に個人情報保護への関心が高まる中、各国や地域で法制度の整備や改正が進んでいます。マレーシアでは、2010年に「個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2010）」が初めて成立し、これまでの間、いくつかの低位法令が制定されてきましたが、2024年に14年ぶりの改正が進められていることが大きな注目を集めています。今回の改正では、国際的なデータ保護基準を満たすための規定が導入される予定であり、それに伴うガイドラインの策定も進行中です。

改正のポイントとして、データ処理業者に対する個人情報漏えいや不正使用防止策の明確な義務付けや、これに違反した場合の罰則の強化が挙げられます。また、データ処理業者に対してデータ保護責任者の任命と届け出を義務化することも含まれています。この改正を踏まえ、企業は新たに策定されるガイドラインに注目し、適切な対策を講じる必要があります。

本セミナーでは、2024年のマレーシア個人情報保護法改正の概要と、海外展開する日本企業が準備すべき事項について、わかりやすく説明いたします。個人情報保護法の最新情報を把握したい担当者の皆様は、ぜひご参加ください。

【講義内容】

第1部

- 1：アジアにおける個人情報保護法概況
- 2：マレーシアにおける個人情報保護の在り方と企業に求められる取り組み
 - (1) 現在のPDPAの枠組みと企業が取るべき対応
 - (2) 2024年法改正の内容
 - (3) 法改正を踏まえて企業が取るべき対応
 - (4) 追加アップデート
- 3：まとめ

第2部 Q&A セッション

【開催概要】

■日時：2024年12月6日（金）

午後5時～午後6時（日本時間） / 午後4時～午後5時（マレーシア時間）

■ウェビナー方式（Zoom）

■定員：なし

■費用：無料

■申込 URL：https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_2B9P-6DuRIGZR_ter5VgMg

オンライン（登録後送付される URL から参加ください）

■ <講師>

- ・ One Asia Lawyers Group

One Asia 法律事務所/Focus Law Asia LLC 弁護士（日本法） 伊奈 知芳

One Asia 法律事務所/Najad Zul & Associates 弁護士（日本法）橋本 有輝

■本セミナーは日本語のみにて行います。

■本セミナーに関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

seminar@oneasia.legal

◆One Asia Lawyers Group のご紹介◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。本件に限らず、当グループ、本セミナーに関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。